令和8年度版

事業者向け

小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業

自ら又は発電事業者と連携して再エネ設備を新たに設置し、その再エネ設備で発電された電力を都内電力需要家に供給する小売電気事業者に対し、再エネ設備の設置に要する経費の一部を助成します。ぜひご活用ください。

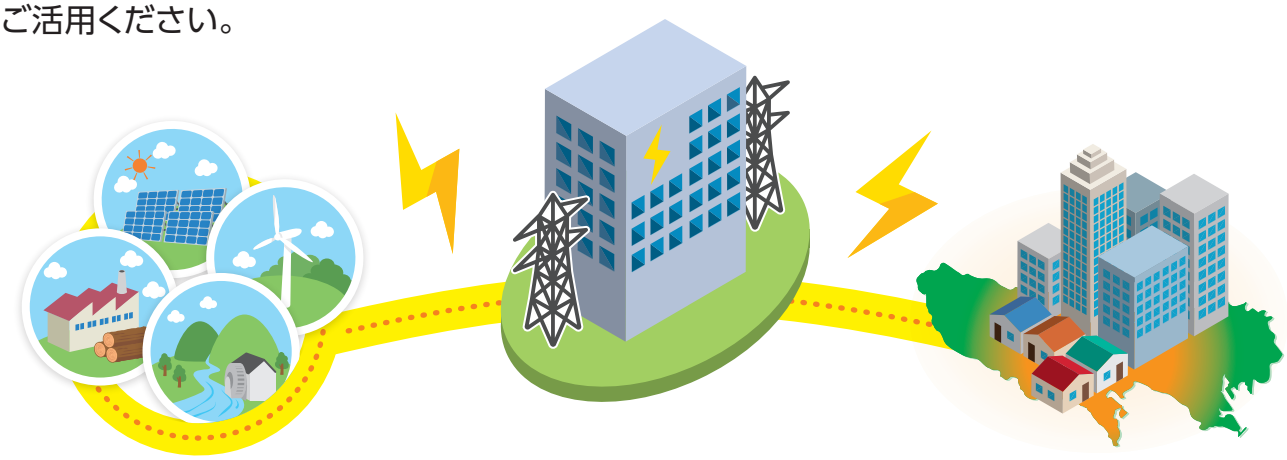

事業概要

●**事業期間**
令和5年度から令和12年度まで（助成金の交付は令和13年度まで）

●**助成対象事業者**
都内に電気を供給する又は供給する計画のある小売電気事業者

●**助成率・助成上限額**

助成区分	助成対象事業者の要件	再エネ設備の種別	助成金の額（いずれか小さい方）	
メニュー１	高度化法対象事業者でない再エネ率50%以下※の小売電気事業者	太陽光発電設備	助成対象経費の1/2	15万円/kW又は2億円
		その他の再エネ設備		2億円
メニュー２	出力合計2MW以上の再エネ設備を導入する小売電気事業者	太陽光発電設備【特別高圧】		10万円/kW又は4.5億円
		太陽光発電設備【特別高圧以外】		15万円/kW又は4.5億円
		その他の再エネ設備		4.5億円

※　ただし、交付要綱第4条第1項の要件を満たし、審査会において助成対象事業者として適当と認められた場合は、この限りではない。
高度化法：エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）
再エネ率：東京都エネルギー環境計画書制度に関する東京都エネルギー環境計画指針（平成17年東京都告示第864号）に定める再生可能エネルギー利用率

助成対象設備

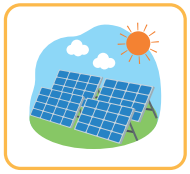
太陽光発電※
（出力50kW以上）

風力発電
（単機出力1kW以上）

小水力発電
（単機出力1～1000kW以下）

地熱発電
（出力要件なし）

バイオマス発電
（出力10kW以上）

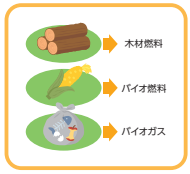

バイオマス燃料製造
メタン発酵、それ以外
（バイオマス発電設備と同時導入）

※　オプティマイザー、マイクロインバーター等の高効率化に資する機器も対象となります。

事業スキーム例

再エネ電力メニューによる供給

小売電気事業者が再エネ電力メニューを都内需要家に向けて販売。

※バーチャルPPA、オンサイトPPAは対象外です。

オフサイトコーポレートPPAによる供給

需要家（企業等）が発電事業者から再エネ電気を固定価格で長期間購入する契約を締結し、小売電気事業者を通じて需要家へ供給。

助成要件

・再エネ発電設備から得られた電気及び環境価値の都内電力需要家への供給について、都を供給区域とするみなし小売電気事業者が供給する低圧の規制料金メニューの料金又は高圧及び特別高圧の標準メニュー料金を下回る料金設定の期間が10年以上であること。
・再エネ発電設備設置地域への環境配慮及び関係構築等を行うこと。

[環境配慮要件]

助成対象設備の導入に当たって、資源エネルギー庁が策定する発電設備種別に応じた事業計画策定ガイドライン（最新版）を遵守するものであること。

[関係構築要件]

再エネ設置地域の自治体等との間で、助成対象設備に設けられた給電用コンセントを利用した再エネ設置地域の住民への電気の提供等、非常時における助成対象設備の利活用に係る協定を原則締結すること。
（ただし、自治体が協定の締結を求めない場合はこの限りでない）
※上記要件に加えて、再エネ設置地域の事業者等との関係構築に係る要件がございます。

・FIT制度又はFIP制度の認定を受けない設備であること。　等

※上記以外にも助成要件がございますので、詳細は交付要綱・手引きをご確認ください。

助成金申請の流れ

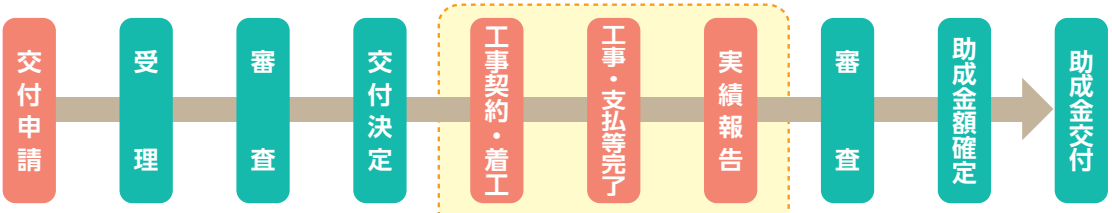

※交付決定前の
工事契約・着工はできません。

●は事業者が実施します。
●は公社が実施します。

令和8年度交付申請期間　**令和8年4月1日から令和9年3月31日17時必着**
※予算額に達し次第終了

令和７年度以降の交付申請の実績報告締切　**令和13年11月28日17時必着**
（令和5 ～ 6年度に交付申請を行った場合は、令和8年11月30日17時必着）

詳細HP　https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/kouri-saiene/

クール・ネット東京

公益財団法人 東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）
〒163-0817　東京都新宿区西新宿2-4-1　新宿NSビル17階
URL https://www.tokyo-co2down.jp/

R60 古紙パルプ配合率60％再生紙を使用
リサイクル適性Ⓐ この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
石油系溶剤を含まないインキを使用しています。